

各単組・地区港湾御中

火災事故報告

(港湾防災規程第285条第1項3号)

災害発生日時	平成30年5月10日(木) 午前10時10分頃			天候	
港名	神戸港	業種区分	海難事故(衝突)の後の処理(損傷コンテナの陸揚げ)		
事業所名	-----			規模	60人
事業所所在地	兵庫県神戸市				
事故発生場所	神戸市東灘区向洋町 六甲アイランド		区分	港湾	港湾以外
被災者氏名	なし	性別	-	年齢	-
		職種	-	雇用形態	-
被災の程度	なし	作業名称	衝突で損傷したコンテナのツイストロックピンの溶断	経験	-
				作業区分	港湾作業 港湾作業以外
事故の型(記号)	-		起因物(記号)	-	

事故の概要

1 作業の概要等について

- ① 今回の作業は、平成30年5月4日、コンテナ船A(全長約140m、約9566トン)が、入港時に沖で、コンテナ船B(97, 825トン)と衝突(海難事故)した事故に起因するもので、A船に積載されていたコンテナが損傷したため、そのコンテナの陸揚げ作業を船社C社からD社が依頼を受けた。
- ② 損傷を受けた箇所は、本船Aの32BAYの左舷側で、原形を留めない程の損傷を含め、損傷した8本のコンテナが陸揚げの対象となっており、ツイストロックピンをガス溶断で切断する作業を行っている際に損傷したコンテナに引火し、他のコンテナも延焼した。
すべて空コンテナであり、20フィート1本、40フィート7本であるが、コンテナのタイプは冷凍・冷蔵コンテナである。
- ③ 人的災害はなし。
- ④ 当日の経過
- 09:50 コンテナを上下でつなぐツイストロック(右舷後部下)が損傷したので、解除のために、ツイストロックピンの切断をするべく、作業員3名(元請のD社の1名、作業会社のE社の1名、関連のF社の1名)が搭乗設備(SKYBOX)に搭乗し、岸壁から60トンラフテレーンクレーンに吊られて、本船の船尾側の岸壁よりガス溶断で切断作業を実施した。
(別添写真の黄色いクレーンと赤い搭乗設備参照)
- 10:10 ガス溶断実施中、32BAY左舷側の損傷コンテナへガス溶断による火花が飛散し、散乱していた冷凍・冷蔵コンテナの断熱材に引火、炎上したものと推定される。
- 15:30 鎮火
- 15:50 水上消防署の要請により、完全鎮火の確認をするために、岸壁に損傷コンテナを揚げるよう要請を受け、陸揚げ作業を再開。
- 16:45 損傷コンテナの岸壁への陸揚げ作業終了。
- 19:30 本船出港

2 原因について

当該コンテナの直下は損傷により視認できていないが、衝突の海難事故により、コンテナの断熱材が散乱していたと推定される。断熱材の材質から延焼速度が速く、消火器による初期消火では延焼を防ぐことができなかった。また、作業周辺の本船船尾及び左舷側には、大きく損傷したコンテナで足場がなく、切断場所での十分な火花対策(防災シートで燃えやすい断熱材を覆うなど)も出来なかった。

参考事項